

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化されています！

令和6年4月1日からの相続登記の申請の義務化に関して、法務省・法務局の名称を不正に使用した勧誘や架空請求などにご注意ください！



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Q1 相続登記の申請義務化とは、 どんな内容ですか？

A 不動産を相続(取得)したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をする必要があります。

正当な理由がないのに相続登記の申請を怠った場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。

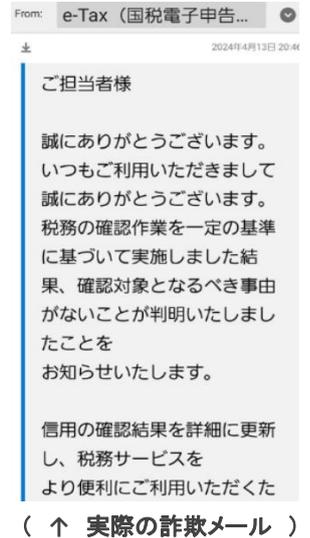
詳しくは
こちら▶



「騙されない」と思っている人ほど騙される？ 年々増加している詐欺



最近、税務署を装った詐欺メールが流行しています。
このメール、見た目は本物そっくりですが
大きく3つのポイントで見分けることができます。



①送信元のメールアドレス(ドメイン)

本物の国税局のメールは「info@e-tax.nta.go.jp」です。
それ以外のアドレスからのメールは疑いましょう。

②リンク

メールに含まれるリンクをクリックしないでください。
フィッシングサイトへ誘導されることがあります。

③宛名の有無

e-taxでは事前に登録した宛名がメールに含まれます。

例: 登録した宛名が「アシシステム太郎」だった場合

(件名) 税務署からのお知らせ(アシシステム太郎様)【申告に関するお知らせ】

これらを踏まえ、不審なメールには注意し
お金が関わることは誰か第三者に相談しましょう！



2024/6/3(月)「最新！令和6年活用すべき支援策」セミナーを開催しました

「定額減税」を始めとする最新の税制や「中小企業省力化投資補助金」、「ものづくり補助金」等の最新、定番の補助金情報まで、中小企業が今活用すべき支援策について、幅広く解説を行いました。今度も皆様のお役に立てる情報を随時提供してまいります！



TKC全国会

アシシステム税理士法人

魚津本社 ☎ 0765(22)5737 FAX: 0765(24)6500

富山事務所 ☎ 076(461)7401 FAX: 076(461)7402



気温の変化で体調を
崩しやすい季節になってきました。
体調管理に気をつけてください。

